

令和4年4月1日採用
スクール・ソーシャル・ワーカー
(播磨町教育委員会職員(任期付短時間勤務職員))
採用候補者試験実施要項

【受付期間】

持参 令和3年12月20日(月)～令和4年1月12日(水)
8:30～12:00 13:00～17:00

(土、日、祝日及び12月29日～1月3日を除く)

郵送 令和3年12月20日(月)～令和4年1月12日(水)
17:00必着

※受付期間を経過したものは、理由のいかんを問わず受け付けることはできませんのであらかじめご了承ください。

【試験日】

令和4年1月23日(日)

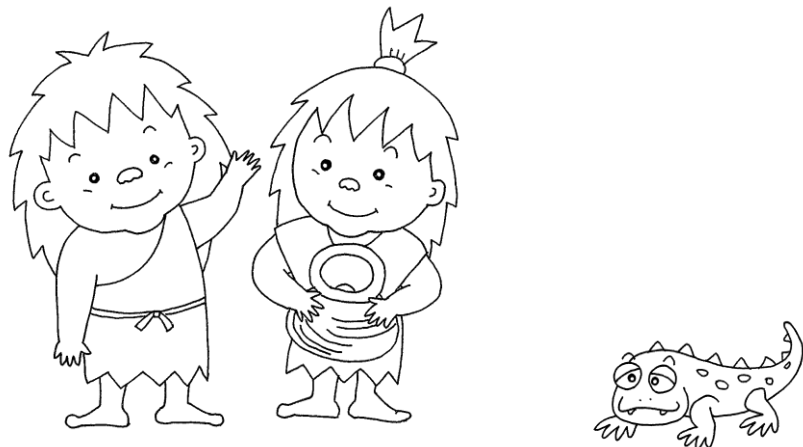
※詳しくは実施要項をご覧ください。

【問合せ・申込先】

播磨町教育委員会 教育総務グループ (播磨町役場第2庁舎2階)

〒675-0182 播磨町東本荘1丁目5番30号

電話 (079) 435-0533 (直通)



1 採用職種等

採用職種	職務内容等	受験資格等	予定人員
スクール・ソーシャル・ワーカー (任期付短時間勤務職員)	学級担任などと協力して、生徒や保護者への支援及び他機関との連携を行う	社会福祉士・精神保健福祉士 いずれかの資格を有する人、 または福祉教育の分野において専門的な知識・技術を有する人及び活動実績のある人	1名

<注意事項>

- ・地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条（欠格条項）の各号のいずれかに該当する人は受験できません。
- ・任期付短時間勤務職員とは、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条に規定される、任用の期間を限った一般職の職員で、採用試験に合格した後は採用候補者名簿に登載され、令和4年4月1日以降に、3年の範囲内で任期を限って任用されます。
- ・任期付短時間勤務職員として任用された事実は、播磨町が今後行う他の職員採用試験において、いかなる優先権を与えるものではありません。
- ・活字印刷文による試験（マークシート方式を含む。）及び口述による試験を行います。
- ・合格基準に満たない場合は不合格となるため、実際の合格者数が予定人員を下回る場合があります。

2 申込方法・受付期間

申込先	播磨町教育委員会 教育総務グループ（播磨町役場第2庁舎2階） 〒675-0182 播磨町東本荘1丁目5番30号 電話（079）435-0533（直通）
申込方法	所定の 受験申込書兼履歴書 に必要事項を記入のうえ、 写真 （裏面に氏名を記入）を貼って、 添付書類 とともに上記まで持参又は郵送してください。 《添付書類》 ・社会福祉士登録証または精神保健福祉士登録証の写し（お持ちの方のみ）
受付期間	（持参）令和3年12月20日（月）～令和4年1月12日（水） 平日8時30分～12時 13時～17時 *ただし、12月29日（水）～1月3日（月）を除く （郵送）令和3年12月20日（月）～令和4年1月12日（水） *受付期限の17時必着

<注意事項>

- ・郵送で申し込まれる場合は、受付後に受験票を返送しますので、宛先を記載し84円切手を貼った返信用封筒を同封してください。
- ・受験票は、持参の場合は即日交付し、郵送の場合は後日申込者あてに送付します。
- ・提出書類の記載内容に虚偽等があった場合には、合格を取り消すことがあります。

3 試験の日時・場所・方法

(1) 筆記試験

- ①日時 令和4年1月23日(日) 8時30分 受付開始
9時00分 試験開始
- ②会場 播磨町役場 第2庁舎 3階 会議室1
- ③携行品 筆記用具(HBの鉛筆、消しゴム)、受験票
- ④試験科目 教養試験及び事務能力診断検査を実施します。所要時間は、あわせて120分程度の予定です。
- ⑤その他 応募者数によっては、書類選考を行う場合があります。

(2) 口述試験

- ①日時 令和4年2月6日(日)
※時間については一次試験実施後に連絡します
- ②会場 播磨町役場 第2庁舎 3階 会議室1
- ③携行品 筆記用具、受験票
- ④その他 応募者数によっては、日程を変更する可能性があります。

4 結果通知

採用試験実施後に本人宛に郵便により通知します。

5 採用

この採用試験に合格した人は、採用候補者名簿に登載し、令和4年2月下旬～3月上旬(予定)に行う健康診断の結果、勤務に支障がないと認められたときは、令和4年4月1日以降に採用の予定です。

6 勤務条件

(1) 身分

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条及び播磨町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成29年条例第23号)第4条に基づく任期付短時間勤務職員

(2) 給与

播磨町職員の給与に関する条例(昭和61年条例第1号)並びに播磨町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成29年条例第23号)及び播磨町一般職の任期付職員の採用等に関する規則(平成29年規則第34号)の規定により、給料のほか地域手当、期末・勤勉手当、通勤手当及び時間外勤務手当等が支給されます。

① 給料

令和3年度における初任給は下記のとおりです。

(令和4年度については給与改定等を受けて変更されることがあります。)

なお、採用前に職歴等がある場合は、一定の基準により加算されます。

職種	月額給与の基準 (3%の地域手当を 含む。)	年収(概算) *1年目 (期末・勤勉手当を含む。)
スクール・ソーシャル・ワーカー	127,637円	約193万円

※詳しくはお問い合わせください。

参考情報) 職歴7年を加算した場合

職種	月額給与の基準 (3%の地域手当を 含む。)	年収(概算) *1年目 (期末・勤勉手当を含む。)
スクール・ソーシャル・ワーカー	165,788円	約250万円

※詳しくはお問い合わせください。

② 期末・勤勉手当

期末・勤勉手当の見込みは下記のとおりです(勤務成績が標準の場合であり、勤勉手当は勤務成績により変動します。)

区分		支給月数
期末手当	6月支給	1.275月分(1年目は0.3825月分)
	12月支給	1.275月分
	合計	2.55月分
勤勉手当	6月支給	0.95月分(1年目は0.5225月分)
	12月支給	0.95月分
	合計	1.9月分

※期末手当の支給月数は、給与改定等により減少する可能性があります。

③ 通勤手当及び時間外勤務手当等

通勤手当及び時間外勤務手当等の手当を該当者に対して支給します。

(3) 勤務期間

職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第27号)により、勤務時間、休暇等が規定されていますが、授業実施日の変更等に伴い、所属長の命により変更する場合があります。

なお、標準的な勤務は次のとおりで、一週間当たり 31 時間勤務となります。

曜日等	勤務時間
月～金曜日のうち4日	8時15分から17時00分 (うち休憩60分 1日7時間45分勤務)
土曜日及び日曜日	週休日

(4) 休暇等

- ・ 休日 (国民の休日及び年末年始の休日)
- ・ 年次有給休暇 (勤務開始日、勤務日数に応じた付与日数となります。)
- ・ 特別休暇 (夏季、忌引等)

(5) その他

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入します。

7 任期

今回採用予定の任期付短時間勤務職員の任期は1年間です (地方公務員法第22条第1項に基づく6カ月間の条件付採用期間を含む)。

ただし、勤務の実績や業務の都合等により3年の範囲内で任期を更新することがあります (更新に同意いただくことが前提となります)。

8 受験手続等の問い合わせ、申出先

〒675-0182

兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号

播磨町教育委員会 教育総務グループ (播磨町役場第2庁舎2階)

電話 079(435)0533 (直通)